

**伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業  
第1回入札説明書等に係る質問への回答【入札参加資格以外に係る質問】**

平成30年12月27日

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合

**伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に係る質問への回答【入札参加資格以外に係る質問】**

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
1	入札説明書	18	VI	1	(1)		特別目的会社の設立	「運営事業者の本店所在地は伊豆市又は伊豆の国市内に置くこと。」とございますが、これは本件施設内に設置しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
2	入札説明書 添付資料-3 対価の支払い方法について	2/4	1	(2)	表1		対価の支払い方法について	運営固定費について「運転経費は、光熱水費の基本料金等とする。」とございますが、運転経費には、処理対象物量の増減に左右されることなく必要となる薬品の費用についても含まれると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
3	入札説明書 添付資料-4 モニタリング及び対価の減額等について	2/9	2	(1)			運転停止型減額措置	「計画外の運転停止」および「発注者の指示により停止した場合を含む」とございますが、運営事業者の責に帰さない場合による運転停止については、減額措置は適応されないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
4	要求水準書 設計・建設業務編	6	第1章	第2節	9	(3)	敷地周辺設備	「生活排水は河川に放流」とございますが、付替え水路に接続と解釈してよろしいでしょうか。付替え水路でない場合、浄化槽経由後、狩野川に直接放流箇所として、ご指定の場所がございましたらご教示願います。	前段について、付替え水路も含めご提案下さい。後段について、指定場所はありません。浄化槽経由後の場合には、調整池を経由して、河川放流してください。	
5	要求水準書 設計・建設業務編	6	第1章	第2節	9	(7)	敷地周辺設備	「組合用のインターネット光回線を新たに敷設する。」とございますが、事業実施区域までの引き込みは本事業範囲外と考へ、本事業実施区域境界の公道部より、一般の光回線と貴組合専用の光回線を引き込むと解釈してよろしいでしょうか。	本事業実施区域境界から本件施設までだけでなく、事業実施区域までの引き込みについても、回線事業者・プロバイダへの手続き及びそれに係る費用負担を落札者にて実施願います。	
6	要求水準書 設計・建設業務編	6	第1章	第3節	1		処理能力	「可燃ごみには死亡鳥獣（約160体）を含む。」とございますが、死亡鳥獣に関する情報（種類、大きさ、搬入形態（荷姿）、月ごとの発生頻度等）をご教示願います。	種類、大きさ、月ごとの発生頻度については、要求水準書添付資料-9「死亡鳥獣頭数等」を参照してください。現在の搬入形態は、ブルーシートで目隠しして運搬しています。	
7	要求水準書 設計・建設業務編	6	第1章	第3節	1		処理能力	市民によるペット等の死亡鳥獣の直接搬入や、その葬儀等への対応は、不要と解釈してよろしいでしょうか。	葬儀等への対応は不要です。ペット等の焼却については、原則として不可とします。止むを得ない場合は、死亡鳥獣（小動物の死骸）として扱ってください。	
8	要求水準書 設計・建設業務編	8	第1章	第3節	4	(5)	主要設備方式	施設の設計については本項記載の通りとし、実際の運転計画については、年間ごみ処理量等の諸条件を考慮し、事業者にて最適な計画をご提案すると解釈してよろしいでしょうか。	関係法令等を遵守のうえでの提案については認めますが、その実施については提案内容によります。	
9	要求水準書 設計・建設業務編	8	第1章	第3節	3	(1)	イ	ごみの搬入出	飛灰処理物の搬出車両の種類に「10 t ダンプ車（天蓋付きダンプ車）」とございますが、天蓋開閉時の寸法が分かる10 t ダンプ車の図面をご提示願います。	要求水準書添付資料-10「搬出車両仕様」を参照してください。伊豆市は25t天蓋付きダンプ車。現在、伊豆の国市は20tアームロール車（天蓋付きコンテナ）となりますが、新ごみ処理施設では、伊豆市と同様25t天蓋付きダンプ車を考えています。なお、要求水準書添付資料-5のタイトル「搬入車両仕様」は誤記です。正しくは、「搬入車両仕様」となります。
10	要求水準書 設計・建設業務編	11	第1章	第3節	9		生活環境影響調査事後調査の実施、報告	事後調査の内容は「新ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査書（平成29年12月）」のP212に記載の「表 5.2.1 事後調査の内容」に関する測定・分析のことであり、別途生活環境影響調査等を実施するのではないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
11	要求水準書 設計・建設業務編	11	第1章	第3節	9		生活環境影響調査事後調査の実施、報告	「新ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査書（平成29年12月）」のP212に記載の「表 5.2.1 事後調査の内容」には、「大気質、騒音、振動、悪臭、水質、土壌」の調査項目が記載されています。設計・建設業務時の事後調査においても、全ての調査項目の実施を行う必要があると解釈してよろしいでしょうか。設計・建設業務時の事後調査において、実施すべき調査項目をご教示願います。	生活環境影響調査書P14に記載の「表2.1.1生活環境影響調査の実施項目等」の「工事の実施」欄に現地調査、予測ともに実施する項目とされている調査を実施することとします。ただし、「騒音、振動」については、要求水準書設計・建設業務編P224に記載の「チ 工事に伴う環境調査」にて、調査が行われることから、調査項目としては、「大気質」の「二酸化窒素、浮遊粒子状物質」となります。	
12	要求水準書 設計・建設業務編	11	第1章	第3節	9		生活環境影響調査事後調査の実施、報告	「新ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査書（平成29年12月）」のP212に記載の「表 5.2.1 事後調査の内容」に、調査場所として「建設地及び周辺地区」と記載されています。設計・建設業務時の事後調査における、周辺地区の測定地点数をご教示願います。	生活環境影響調査書P34に記載の「表3.1.15大気質の予想方法・予測対象時期等」の影響要因「工用車両の走行」の予測地点である「道路周辺大気現地調査地点」の2箇所となります。	
13	要求水準書 設計・建設業務編	11	第1章	第3節	9		生活環境影響調査事後調査の実施、報告	「新ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査書（平成29年12月）」のP212に記載の「表 5.2.1 事後調査の内容」に、実施回数・頻度として「年1回」と記載されています。設計・建設業務時の事後調査についても、年1回実施すると解釈してよろしいでしょうか。設計・建設業務時の事後調査について、設計・建設業務期間中の実施回数をご教示願います。	年1回の実施となります。実施時期については、工用車両の走行による影響が最大となる時期とします。詳細については、協議によります。	
14	要求水準書 設計・建設業務編	11	第1章	第4節	1	(1)		公害防止基準	ダイオキシン類及び水銀除去設備の、入口水銀濃度をご教示頂けないでしょうか。	水銀については、建設業者にて経験値で可能とする除去率を設定ください。
15	要求水準書 設計・建設業務編	19	第1章	第5節	1	(4)	イ (7)	土木建築工事関係	「焼却施設再配置準備工事設計図」とございますが、当該設計図書はどのような内容を盛り込んだものかご教示願います。	ご指摘部分「焼却施設再配置準備工事設計図」については誤記のため削除します。
16	要求水準書 設計・建設業務編	21	第1章	第5節	2	(2)	エ	設計変更	「実施設計の変更」が生じた場合は、建設事業者の責任において変更しなければならず」とございますが、貴組合の要請により実施設計の変更を行った場合、貴組合との間で、本業務等の変更及び変更後の契約条件について協議できるものと解釈してよろしいでしょうか。	組合が要請することはありません。第5節1（5）についてもご確認ください。
17	要求水準書 設計・建設業務編	22	第1章	第5節	2	(4)	ウ	構造設計担当者の常駐	構造設計担当者の現場常駐管理について、配筋開始から鉄骨建完了までの期間であっても、工事に影響しない範囲であれば、臨時的に現場不在の日があっても問題ないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。不在になる場合には届出書を提出することとなります。
18	要求水準書 設計・建設業務編	22	第1章	第5節	2	(5)	ア	負担金	上水道及び電話等の負担金に関して、事業提案書受付期日前に関係機関に事前相談を行ってよいと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答	
19	要求水準書 設計・建設業務編	22	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	「事業実施区域になんらかの工作物があった場合は、組合の承諾を得て本工事の障害となるものを撤去処分すること。」とございますが、基礎形状等が確認できない工作物や、目視確認できない地中埋設物等、事前に予見できない残存工作物の撤去については、貴組合と協議の上、別途ご精算頂けると解釈してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）第40条をご確認ください。	
20	要求水準書 設計・建設業務編	22	第1章	第5節	2	(5)	オ	地中障害物	事前に予見できない地中障害物の処分について費用が発生する場合は、貴組合と協議の上、別途ご精算頂けると解釈してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）第40条をご確認ください。	
21	要求水準書 設計・建設業務編	24	第1章	第5節	2	(5)	チ	工事に伴う環境調査	騒音・振動・粉じんに関する工事上の環境モニタリング調査は、事業用地境界部で実施すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
22	要求水準書 設計・建設業務編	24	第1章	第5節	2	(5)	チ	工事に伴う環境調査	事業実施区域周辺の地盤変形に関する工事上の環境モニタリング調査は、事業用地境界周辺の地盤について実施すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
23	要求水準書 設計・建設業務編	24	第1章	第5節	2	(5)	チ	工事に伴う環境調査	環境モニタリング調査の頻度や時期については、事業者提案によると解釈してよろしいでしょうか。	実施設計時に組合と事業者の協議のうえ決定します。	
24	要求水準書 設計・建設業務編	26	第1章	第7節	1	(1)		試運転	試運転期間は、受電後の単体機器調整、空運転までの調整期間も含めて、150日程度と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
25	要求水準書 設計・建設業務編	28	第1章	第8節	2	(1)		責任施工	「建設事業者は、設計図書に明示されていない事項であっても性能保証という工事契約の性質上必要なものは、建設事業者の負担で施工すること。」とございますが、設計図書に明示されていない事項に対する性能保証というのは不明確であるため、本内容は「表1.15に示す保証値を満たすために必要施工は、建設事業者の負担で行うこと」と解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編で要求している全ての性能とご理解ください。	
26	要求水準書 設計・建設業務編	31	第1章	第8節	2	(2)	表1.15	11	空冷式蒸気復水器	空冷式蒸気復水器 性能試験について、「夏季における定格運転状態で行うこと」「運営開始後に実施する」とございますが、本施設の竣工予定は、平成34年9月30日であり、夏期に試運転及び性能試験を実施する予定です。空冷式蒸気復水器性能試験は、運営開始後でなく、試運転期間中に実施しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書 設計・建設業務編	33	第1章	第9節	前文				「疑義が発生した場合、組合は建設事業者に対し、かし改善を要求することができます。」とございますが、これは本節の1～5の記載内容に則りかし担保責任を果たすと解釈してよろしいでしょうか。	基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営業務委託契約書（案）に規定のとおりです。	
28	要求水準書 設計・建設業務編	34	第1章	第9節	4	(3)			「著しく機能が損なわれた場合。」とございますが、「著しく」に対して明確な定義がございましたらご教示願います。	当該機器、装置において規定されている性能が低下し、施設運転上支障となる状態と定義します。設計・建設業務期間中に作成する「かし担保確認書」で協議の上決定します。	
29	要求水準書 設計・建設業務編	34	第1章	第9節	4	(4)			「著しい低下が認められた場合。」とございますが、「著しい」に対して明確な定義がございましたらご教示願います。	当該機器、装置において規定されている性能が低下し、施設運転上支障となる状態と定義します。設計・建設業務期間中に作成する「かし担保確認書」で協議の上決定します。	
30	要求水準書 設計・建設業務編	35	第1章	第10節	(13)				「施設模型（1/150程度）」とございますが、施設模型ではなく、見学・学習機能の一環として、視点の変更、施設内部構造や説明の表示が自由にできる、コンピュータグラフィックを利用した3Dモデルをモニタ等で映写するなど、事業者の提案によるものと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編に記載のとおりとします。	
31	要求水準書 設計・建設業務編	45	第2章	第2節	1	(5)	エ		「風雨にさらされないように屋根及び風除けを設けること。」とございますが、景観などに配慮し中低木等の植栽を利用した風除けを採用しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編に記載のとおりとします。	
32	要求水準書 設計・建設業務編	47	第2章	第2節	2	(4)	イ		「災害ごみの搬入を考慮し、大型車両でもごみ投入が可能で安全に通行できる空間となるよう十分な有効幅員を確保する」とございますが、要求水準書 P8 に記載されている「10tダンプ車」が最大の車両であると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
33	要求水準書 設計・建設業務編	47	第2章	第2節	2	(4)	チ		貴組合がご用意される「資源ごみを保管するためのコンテナ」について、サイズや搬出入方法（アームロール車用、フォークリフト対応など）をご教示願います。	80cm×80cm程度のコンテナ(自立式ネット)18個(分別品目分)を用意する予定です。コンテナ設置スペースとしては、1.5m×15m程度の確保をお願いします。搬出方法は、地域の資源ごみ収集日に合わせ委託業者車両により、週2回程度搬出を行う予定です。積み込みについては、基本的には、人力にて行う予定ですが搬入量によってはフォークリフト対応も可とします。	
34	要求水準書 設計・建設業務編	48	第2章	第2節	4	(3)	オ		材質について「SUS304又は同等品以上」とございますが、扉表面等の主要部材質についての記載であり、内部フレーム等については事業者の提案によると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
35	要求水準書 設計・建設業務編	48	第2章	第2節	4	(3)	オ		ダンピングボックス本体材質について「SUS304又は同等品以上」とございますが、ごみと直接接する受け箱内面についての記載であり、外部ケーシングやフレーム等については事業者の提案によると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
36	要求水準書 設計・建設業務編	54	第2章	第3節	1	(5)	カ		「本体及び滑り面ライナーの板厚は、耐摩耗を考慮して適定すること。」とございますが、ライナーの設置については必須でなく、約30年間の使用を前提に、維持管理性とLCCを考慮し、最適な摩耗・減肉対策を事業者にて提案すると解釈してよろしいでしょうか。	提案を認めますが、その採否については、実施設計時に合理的な提案であるか協議のうえ決定します。	

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答	
37	要求水準書 設計・建設業務編	54	第2章	第3節	1	(5)	カ	ごみ投入ホッパ・シュート	ライナーを設置する場合は、本体と併せて要求水準書設計・建設業務編P53に記載の板厚を満足すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
38	要求水準書 設計・建設業務編	54	第2章	第3節	1	(5)	セ	ごみ投入ホッパ、シュート	「小動物の死体を外部からホッパステージに直接搬入できるルートを確認する」とございますが、搬入時の安全性や衛生面を考慮し、小動物の死骸をプラットフォームに設置した保冷庫等に一旦受入れた後、運営事業者の職員がホッパステージに安全に移送するルートをご提案しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編に記載のとおりとします。	
39	要求水準書 設計・建設業務編	57	第2章	第3節	6	(1)	エ	焼却炉本体 動物の死骸直接投入口	付属品として、「動物の死骸直接投入口」とございますが、P54 ごみ投入ホッパ・シュートの特記事項に記載の「ごみ投入ホッパへ直投する方式」も含め、事業者にて最適な方法を提案しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	提案を認めますが、その採否については、実施設計時に合理的な提案であるか協議のうえで決定します。	
40	要求水準書 設計・建設業務編	58	第2章	第3節	6	(2)	ウ	(ア)	落じんホッパシュート	落じんは非常に少なく、それによる摩耗はほとんど生じません。そのため、十分な強度と寿命を確保した上で、LCCを考慮した板厚を提案しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編に記載のとおりとします。
41	要求水準書 設計・建設業務編	68	第2章	第4節	9	(1)	オ	(イ)	高圧蒸気だめ	「減圧弁及び安全弁を設けること」とございますが、蒸気だめに直接設置せず、機器配置や維持管理性を考慮し、別の位置に設置することも可能と解釈してよろしいでしょうか。	提案を認めますが、その採否については、実施設計時に合理的な提案であるか協議のうえで決定します。
42	要求水準書 設計・建設業務編	68	第2章	第4節	9	(2)	オ	(イ)	低圧蒸気だめ	「減圧弁及び安全弁を設けること」とございますが、蒸気だめに直接設置せず、機器配置や維持管理性を考慮し、別の位置に設置することも可能と解釈してよろしいでしょうか。	提案を認めますが、その採否については、実施設計時に合理的な提案であるか協議のうえで決定します。
43	要求水準書 設計・建設業務編	69	第2章	第4節	10	(5)	ウ	空冷式蒸気復水器	「全量タービンバイパス時に全量復水できる容量とする。」とございますが、全量タービンバイパス時の蒸気量とは、2炉高質ごみ定格処理時のボイラ発生蒸気的全量から、脱気器加熱蒸気等、運転上必要不可欠なプロセス蒸気を差し引いた蒸気量と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
44	要求水準書 設計・建設業務編	73	第2章	第5節	2	(3)	コ	(イ)	ろ過式集じん器	本体外壁の材質について「耐硫酸露点腐食鋼」とございますが、30年以上の長期使用とLCCを考慮し、他の材質を提案しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編に記載のとおりとします。
45	要求水準書 設計・建設業務編	73	第2章	第5節	2	(5)	シ	ろ過式集じん器	「ろ布取替え時のスペースを確保し、取替え用のホイストを設置すること」とございますが、ホイストを使用せず、無理なく安全にろ布取替えが可能な構造を採用する場合、ホイストの設置は不要と解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編に記載のとおりとします。	
46	要求水準書 設計・建設業務編	84	第2章	第7節	3	(1)		蒸気式空気予熱器	形式として「ペアチューブ式」とございますが、フィルタによるごみ付着対策を行ったうえで、フィンチューブ式を採用しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	提案を認めますが、その採否については、実施設計時に合理的な提案であるか協議のうえで決定します。	
47	要求水準書 設計・建設業務編	86	第2章	第7節	7	(5)	カ	煙道	ろ過式集じん器（減温塔）以降の煙道の材について「耐硫酸露点腐食鋼」とございますが、30年以上の長期使用とLCCを考慮し、他の材質を提案しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編に記載のとおりとします。	
48	要求水準書 設計・建設業務編	87	第2章	第7節	9	(3)	ウ	煙突	煙突内筒の材質について「耐硫酸露点腐食鋼」とございますが、30年以上の長期使用とLCCを考慮し、他の材質を提案しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編に記載のとおりとします。	
49	要求水準書 設計・建設業務編	87	第2章	第7節	9	(5)	ケ	煙突	「内筒継ぎ目の溶接部は、内側を全周溶接とすること。」とございますが、煙突口径が小さく内側からの全周溶接ができない場合は、外部から適切な方法で全周溶接を行うと解釈してよろしいでしょうか。	提案を認めますが、その採否については、実施設計時に合理的な提案であるか協議のうえで決定します。	
50	要求水準書 設計・建設業務編	90	第2章	第8節	5	(5)	ウ	主灰クレーン	「本クレーンの点検整備のためにバケット置き場と安全通路との往來階段を設けること。」とございますが、灰クレーン稼働時も安全に移動できるよう、往來階段は炉室等の階段を兼用可能と解釈してよろしいでしょうか。	提案を認めますが、その採否については、実施設計時に合理的な提案であるか協議のうえで決定します。	
51	要求水準書 設計・建設業務編	90	第2章	第8節	5	(5)	ウ	主灰クレーン	「本クレーンの点検整備のためにバケット置き場と安全通路との往來階段を設けること。」とございますが、階段の幅について、安全通路同等と解釈してよろしいでしょうか。	提案を認めますが、その採否については、実施設計時に合理的な提案であるか協議のうえで決定します。	
52	要求水準書 設計・建設業務編	90	第2章	第8節	5	(5)	シ	主灰クレーン	「バケットは4本吊り」とございますが、横行を行わない場合、2本吊りを提案しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編に記載のとおりとします。	
53	要求水準書 設計・建設業務編	126	第2章	第13節	11	(2)	ア	説明用パンフレット	パンフレットは、日本語・英語を併記したものを納入すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
54	要求水準書 設計・建設業務編	130	第3章	第1節	3	(1)	イ	造成計画	狩野川と待沢川の河川境界と河川保全区域ラインをご教示願います。	狩野川及び待沢川の河川区域境界は隣地境界とは同一です。工作物の建設条件等については、河川管理者に確認していただくこととなります。	
55	要求水準書 設計・建設業務編	130	第3章	第1節	3	(1)	イ	(ア)	造成計画	「浸水時に敷地造成に伴う盛土法面の浸食、擁壁等構造物の破損等が生じないよう設計、施工で十分な対策を講ずること」とございますが、既設の河川護岸は、浸水時に耐えられないことを想定し、計画すべきと解釈してよろしいでしょうか。またその場合、現状の護岸構造物の基礎や構造、強度をご教示願います。	前段について、河川管理者に確認の上判断し、計画してください。 後段について、河川管理者にご確認下さい。
56	要求水準書 設計・建設業務編	131	第3章	第1節	3	(2)	ア	(ウ)	事業実施区域への進入出動線	「退出時も計量施設を通過して県道に退出するものとする」とございますが、2度計量が不要な車両についてはこの限りではないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また要求水準書131ページに記載の「第3章 第1節 3 (2) イ 構内動線 (コ)」に則り、計量機を通過しない車線を通過したのち県道に退出する計画としてください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
57	要求水準書 設計・建設業務編	131	第3章	第1節	3	(2)	イ	(サ)		構内動線	「直接搬入車、許可業者については、受付（住所などの記載含む）、手数料の徴収を行う」とございますが、要求水準書添付資料-6によると、直接搬入車の台数が非常に多く、全ての直接搬入車の受付（住所などの記載含む）を行うと、敷地内の混雑・渋滞が懸念されます。現地での手数料徴収の必要が無い直接搬入車（指定ごみ袋やごみ処理券で手数料前払い済みの車両）については、住所などの記載を含む受けを割愛した、スムーズな受入方法を提案しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	伊豆市・伊豆の国市の指定ごみ袋料金が同一ではないことを踏まえたうえで、受入れ方法について提案してください。
58	要求水準書 設計・建設業務編	135	第3章	第2節	3	表3.3				外部仕上げ表（参考）	プラント施設の煙突外筒について、外部仕上げ表に記載はございませんが、事業者にて意匠や耐久性等を考慮して提案すると解釈してよろしいでしょうか。	提案を認めますが、その採否については、実施設計時に合理的な提案であるか協議のうえで決定します。
59	要求水準書 設計・建設業務編	139	第3章	第2節	5	(1)	イ	(オ)		油圧装置室	油圧装置室は、作業性・維持管理性を考慮し、炉室と一体構造とすることは可能と解釈してよろしいでしょうか。	提案を認めますが、その採否については、実施設計時に合理的な提案であるか協議のうえで決定します。
60	要求水準書 設計・建設業務編	141	第3章	第2節	5	(1)	イ	(チ)	①	各種送風機室	「原則として専用室に収納」とございますが、「P14 環境保全(2)騒音対策」「P15安全衛生管理(1)イ」の記載を合わせ読み、騒音が特に著しい送風機や空気圧縮機について、必要に応じて専用室に収納すると解釈してよろしいでしょうか。	提案を認めますが、その採否については、実施設計時に合理的な提案であるか協議のうえで決定します。
61	要求水準書 設計・建設業務編	142	第3章	第2節	5	(2)	ア			管理施設計画	管理施設を別棟とする場合、西側住宅や周辺環境に配慮した計画としていれば、高さ制限等はないと解釈してよろしいでしょうか。	斜線制限はあります。関係法令に則り計画してください。また、「新ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査書（平成29年12月）」の結果を遵守してください。
62	要求水準書 設計・建設業務編	149	第3章	第2節	5	(3)	イ			洗車施設	洗車対象は、ごみ収集車（委託業者）であり、直接搬入車や許可業者は、対象外と解釈してよろしいでしょうか。また、想定1日当たりの洗車台数をご教示願います。	対象車両は、原則として委託車両及び許可車両とし、現状の1日当たりの洗車台数は約66台です。（車両数は、約22台です。）
63	要求水準書 設計・建設業務編	149	第3章	第2節	5	(3)	イ	(オ)		洗車施設	「収集車の足回り等を高圧洗浄する」と記載されていますが、収集車内部の洗浄は行わないと解釈してよろしいでしょうか。	洗車の範囲は、外回り及び収集車内部です。洗車方法等（洗車可能時間の設定、排水溝の掃除等）については、協議によります。
64	要求水準書 設計・建設業務編	154	第3章	第2節	7	(2)	ク			構造計算	「施設が災害時の応急対策活動や災害廃棄物の受入が可能な状態であるか確認を行う」とございますが、応急対策活動が可能な状態とは、どのような状態かご教示願います。	大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用でき、機能確保が図られている状態を指します。
65	要求水準書 設計・建設業務編	156	第3章	第3節	1	(1)	キ			敷地造成工事	静岡県による14500m3の盛土について、盛土完了時期と工程についてご教示願います。方が、追加調査と工程が重なる場合には、協議の上、実施させていただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	盛土材の搬入完了日は平成31年12月31日です。追加調査と盛土材搬入工程が重なった場合は、組合で調整を図ります。
66	要求水準書 設計・建設業務編	157	第3章	第3節	2	(3)	ア			構内雨水排水設備工事	「場外水路へ放流させること」とございますが、雨水排水は構内排水側溝より調整池を経由し、放流先の河川に放流と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書 設計・建設業務編	158	第3章	第3節	2	(8)	ア			調整池工事	「放流先の河川」とございますが、河川は狩野川と解釈してよろしいでしょうか。また、その場合、放流位置と仕様の制限についてご教示願います。	前段について、狩野川に限定はしていません。後段について、河川管理者との協議となります。
68	要求水準書 設計・建設業務編	158	第3章	第3節	2	(10)				付替水路工事	付替水路について、開渠又は暗渠か等の仕様、付け替えルートの制限がございましたらご教示願います。	組合としては、仕様の指定、ルートの制限はありません。河川管理者との協議となります。
69	要求水準書 設計・建設業務編	158	第3章	第3節	2					調整池工事 新設市道工事 付替水路工事	調整池工事、新設市道工事、付替水路工事について、「組合が行う関係機関との協議」とございますが、貴組合が行う関係機関との協議の結果、要求水準書等の内容から仕様変更・追加が生じた場合は、貴組合と協議のもと、別途ご精算いただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準との乖離が明らかである場合は、協議に応じます。
70	要求水準書 設計・建設業務編	159	第3章	第4節	2	(1)				空気調和設備工事	室内条件の記載がございましたが、屋外条件がございません。屋外条件は、国交省営繕監修 建築設備設計基準 平成27年度版 設計用屋外条件の静岡の数値を使用してよいと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書5ページに記載の「第1章 第2節 8(1) 気象条件」に則り計画してください。
71	要求水準書 設計・建設業務編	161	第3章	第4節	8	(2)				エレベーター設備工事	「停電や地震等の災害時に対応できる機種とすること。」とございますが、災害時は発生後すぐに最寄の着床階に停止できる機能を有する機種と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書 設計・建設業務編	164	第3章	第5節	4	(4)				テレビ共聴設備工事	「テレビはCATV対応とする」とございますが、CATVの契約及び、加入料・受信料等の支払いは、貴組合の所掌と解釈してよろしいでしょうか。	運営事業者の所掌です。
73	要求水準書 添付資料-1									敷地周辺インフラ整備状況	電話、電気について現在の整備状況が記載されておりますが、事業実施区域への引き込み位置をご教示願います。	建物配置等を考慮したうえで電話・電気事業者と協議し提案してください。
74	要求水準書 添付資料-1									敷地周辺インフラ整備状況	上水の引き込みについて、現在整備中と記載されておりますが、上水の使用が可能になる時期をご教示願います。	平成34年4月を予定しております。支障がある場合は協議してください。
75	要求水準書 運転・維持管理業務編	9	第1章	第5節	2					提案書の変更	「本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善しなければならない。」とございますが、運営事業者の責めに帰すことのできない事由に伴う改善費用については、貴組合が負担すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書 運転・維持管理業務編	13	第3章	第2節	4	(2)				ごみ処理手数料の徴収など	「運営事業者は、徴収した処理手数料については、その翌日までに、必要な書類とあわせて収納すること。」とございますが、この収納とは、本件施設内にて貴組合職員に手渡しすると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
77	要求水準書 運転・維持管理業務編	14	第3章	第3節	(6)			搬入管理	貴組合が設置される「資源ごみを保管するためのコンテナ」について、搬出頻度や搬出の時間帯をご教示願います。 また、車両への積み込み方法について、コンテナ毎積み込むのか、コンテナ内に保管された資源ごみのみを積み込むのか、ご教示願います。	搬出頻度は、地区の資源ごみ収集日に合わせて週2回程度、時間帯は午後の2時迄とします。 車両への積み込みは、コンテナ(自立式ネット)内に保管された資源ごみのみ人力により運搬車両に積み込む予定です。
78	要求水準書 運転・維持管理業務編	16	第3章	第9節	(2)			処理生成物の処理等	「処理生成物の搬出は、日4回程度(土日祝日除く)を想定している」とございますが、正月などについては、カレンダー通りと解釈してよろしいでしょうか。	主灰・飛灰の処理については、構成市がそれぞれ外部委託により処理を行います。 長期の連休(ゴールデンウィーク等)や年末年始休暇等において、外部委託先の対応が難しい日が生じるため、調整が必要となります。
79	要求水準書 運営・維持管理業務編	26	第5章	第4節				生活環境影響調査書の事後調査	事後調査の内容は「新ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査書(平成29年12月)」のP212に記載の「表 5.2.1 事後調査の内容」に関する測定・分析のことであり、別途生活環境影響調査等を実施するのではないかと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書 運営・維持管理業務編	26	第5章	第4節				生活環境影響調査書の事後調査	「新ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査書(平成29年12月)」のP212に記載の「表 5.2.1 事後調査の内容」に、調査場所として「建設地及び周辺地区」と記載されています。運営・維持管理業務時の事後調査における、周辺地区の測定地点数をご教示願います。	周辺地区の測定地点数は4箇所となります。
81	要求水準書 運営・維持管理業務編	28	第7章	第5節				周辺住民対応	「組合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。」とございますが、事前に協定内容を把握し、それに対する遵守方法を策定するためにも、協定内容についてご教示願います。	入札参加資格審査の認定者が協定内容の開示請求の手続きを行ってください。
82	様式集		様式6-3					基本設計図書	基本設計図書に記載の「ア-(7)工事仕様書」、「イ-(1)仕様概要書」、「ウ運営・維持管理業務」等について、ご指定の様式やフォーマットがございましたらご教示願います。	様式6-3に記載の内容は誤記です。様式6-3を修正いたします。 改めて、様式6-3を公表いたします。
83	様式集		様式6-3	ア	(イ)	⑨		機械設備工事関係	構造計算とございますが、実施設計前には詳細検討をすることは難しいため、事業提案書提出時には提出せず、実施設計時に提出していただけないでしょうか。	様式6-3に記載の内容は誤記です。様式6-3を修正いたします。 改めて、様式6-3を公表いたします。
84	様式集		様式6-3	イ				土木建築工事関係	事業提案書提出時に提出する様式の中に、計画説明書(建築意匠・外構)とございますが、以下のような事項を記載したものを提出すると解釈してよろしいでしょうか。 ・建築意匠：延床面積、建築面積、建物高さ等、各施設概要 ・外構：敷地面積、緑化面積等の概要 ・構造：各施設の構造種別の概要 ・建築機械設備：各設備の方式 ・建築電気設備：機器等の仕様	様式6-3に記載の内容は誤記です。様式6-3を修正いたします。 改めて、様式6-3を公表いたします。
85	様式集		様式6-3	イ				土木建築工事関係	事業提案書提出時に提出する様式の中に、仕様概要書(建築意匠・外構)・構造設計概要書・建築機械設備設計概要書・建築電気設備設計概要書とございますが、要求水準書設計・建設業務編を基にし[ ]内を記載したものを提出すると解釈してよろしいでしょうか。	様式6-3に記載の内容は誤記です。様式6-3を修正いたします。 改めて、様式6-3を公表いたします。
86	様式集		様式6-3	イ				土木建築工事関係	土木工事設計図面及び外構設計図面に各種詳細図、各種仮設計図面とございますが、実施設計前には詳細検討をすることは難しいため、事業提案書提出時には提出せず、実施設計時に提出していただけないでしょうか。	様式6-3に記載の内容は誤記です。様式6-3を修正いたします。 改めて、様式6-3を公表いたします。
87	様式集		様式6-3	イ				土木建築工事関係	土木工事及び外構に係る各種検討書、各種構造計算書とございますが、実施設計前には詳細検討をすることは難しいため、事業提案書提出時には提出せず、実施設計時に提出していただけないでしょうか。	様式6-3に記載の内容は誤記です。様式6-3を修正いたします。 改めて、様式6-3を公表いたします。
88	様式集		様式7-25					地元企業への市内発注予定額について	「地元企業が地元外企業に発注する下請工事、委託業務は、当該市内発注予定額から減算するものとする。」とございますが、事業提案書の提出段階ですべてを網羅した施工台帳を作成し地元企業への発注金額を策定することは困難です。そのため、対象範囲を2次下請けとする(2次下請けまでの地元企業に発注した下請工事及び業務委託については地元発注金額と認める)など、何かしらの範囲を設けて頂けないでしょうか。	応募者の提案に委ねます。
89	様式集		様式8					非価格要素加算審査に関する提出書類 文字の大きさ	「文字の大きさは10ポイント以上とすること」とございますが、図表や注釈に関しては、見易さ等に配慮した上で、10ポイント以外の文字サイズを採用してもよいと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	様式集		様式8-1					提案書の様式集	「※2 提案内容については設計計画図書でその詳細が記載されているページが分かるように記載すること。」とございますが、設計計画図書とは様式6-3で添付する基本設計図書と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	様式集		様式8-24					地元事業者への発注	様式8-24内の表「設計・建設業務での地元事業者への発注予定額と企業名及び発注内容」及び「運営・維持管理業務での地元事業者への発注予定額と企業名及び発注内容」に記載する「事業者名」について、事業提案書を提出した民間事業者が特定される表記を避ける意味からも、副本版ではA社、B社など記号で表記してよいと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	様式集		様式8-24					地元事業者への発注	「関心表明の有無」とございますが、添付する関心表明書については任意の書式でよいと解釈してよろしいでしょうか。また、関心表明書の添付箇所については、非価格要素に関する提案書類内の様式8-24別紙(2)の後でよいと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
93	様式集		様式8-24					地元事業者への発注	様式8-24内の表「設計・建設業務での地元事業者への発注予定額と企業名及び発注内容」及び「運営・維持管理業務での地元事業者への発注予定額と企業名及び発注内容」に記載する内容以外の事業者名の関心表明書を添付してもよいと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	様式集		様式8-24	別紙(3)	1			地元事業者及び地元発注予定額の定義	「地元事業者とは、伊豆市及び伊豆の国市」に主たる営業所等を置く事業者とする。」とございますが、これは入札公告時点で組合圏域内に本社(本店)、支社(支店)、営業所を置く事業者と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、営業所については、地元貢献を評価している主旨を踏まえて、伊豆市又は伊豆の国市を主たる営業箇所としている事業者としてください。
95	提出物の作成要領	5	6	(2)	⑧			記載要領	「該当ページ番号/各審査書単位の総ページ数」とございますが、各審査書単位とは、例えば「様式6の総ページ数」のように様式毎に区切ると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	提出物の作成要領	6	6	(3)	① ②			製本要領	提出用、審査用とも、該当する様式を「1冊に調製し」とございますが、「基本設計図書」および「非価格要素加算審査に関する提出書類」はそれぞれが分厚くなることが想定されるため、分冊して提出しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	提示の提出方法を可とします。
97	基本協定書(案)	4	第9条					本協定上の権利義務の譲渡の禁止	「他の当事者の全員」とございますが、基本協定書の第10条で用いられている「相手方」と同義であると解釈してよろしいでしょうか。	「当事者」は基本協定書の締結当事者を指します。
98	基本契約書(案)	2	第10条	1				異常事態に関する責任	運営業務委託契約の「第39条4項」が引用されていますが、該当する条項には異常事態についての規定がありません。第39条4項については異常事態として該当しないと解釈してよろしいでしょうか。	異常事態に起因して第39条の措置を採るケースがあるため、現状の引用に特段の問題はありません。
99	基本契約書(案)	3	第13条					債務不履行	「本基本契約上の義務を履行しないことにより」とございますが、建設工事請負契約を締結する代表企業及び運営業務委託契約を締結する運営事業者においては、本内容が、建設工事請負契約上または運営業務委託契約上の義務を履行しないことにも該当した場合、その賠償責任は、より具体的に定められている建設工事請負契約か運営業務委託契約のみに従うと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	建設工事請負契約書(案)	10	第3章	第30条				提案組合圏域内発注金額未達時の違約金	「年間組合圏域内発注金額計画書を当該年度の6月30日までに発注者に提出」とございますが、建設工事期間は、契約(平成31年9月以降)～平成34年9月30日であり、初年度の開始は6月30日以降となります。初年度における年間組合圏域内発注金額計画書の提出時期をご教示願います。	初年度は平成31年11月30日までの提出とします。ご指摘の条項については、入札説明書添付資料-4の9/9ページの5. と合わせる形で修正します。
101	建設工事請負契約書(案)	10	第3章	第30条	3			提案組合圏域内発注金額未達時の違約金	本条項の記載では、入札段階でご提示する「組合圏域内発注金額」未達時の違約金について、毎年度判定を行うこととなっておりますが、入札段階で、各年度の組合圏域内発注金額を厳密に見積もることは困難です。そのため、入札説明書添付資料-4 5 (2)に記載されている通り、「設計・建設業務期間の最終年度」において「提案組合圏域内発注金額」の総額を上回ることを条件に、各年度の「組合圏域内発注金額」の増減を認めていただけると解釈してよろしいでしょうか。	本表No.100の質問回答を参照してください。
102	建設工事請負契約書(案)	10	第3章	第30条	3			提案組合圏域内発注金額未達時の違約金	設計・建設業務組合圏域内発注金額達成状況報告書における実績組合圏域内発注金額を証明する資料については、合理的根拠に基づき建設事業者の任意の資料によるものでよいと解釈してよろしいでしょうか。	建設事業者が地元企業に支払ったことを証明する書類の提示を求めます。
103	建設工事請負契約書(案)	14	第5章	第2節	第40条	5		事前調査	「発注者は、工事の続行が不可能と判断したときは、本請負契約を解除することができる」とございますが、契約解除の時点までに掛かった費用については、貴組合と協議のもと、別途ご精算頂けると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	建設工事請負契約書(案)	23	第9章	第68条				地域住民対応	「受注者は(中略)合理的な範囲内で近隣対策を実施する」とありますが、要求水準等や契約書の範囲を超える過度な要望への対策については、同条6項記載の「本件施設を設置すること自体に関する近隣対策」として、発注者が負担すると解釈してよろしいでしょうか。	第6項に該当するかは、個別の事実関係によって判断することになります。
105	運営業務委託契約書(案)	9	第2章	第4節	第36条	2		モニタリング	「発注者は、・・・適切な措置(運転停止命令、是正勧告、運営・維持管理業務委託費の減額等を含むが、これらに限られない。)をとることができる。」とございますが、「これらに限られない」とは具体的にどのような措置があるのか、ご教示願います。	現状具体的な想定はありませんが、業務水準未達の状況に応じて措置の内容は個別に判断します。
106	運営業務委託契約書(案)	10	第2章	第5節	第38条	前文		停止期間中等の処理対象物の処理	「異常事態の発生、その他の原因により運転停止の状態又は計画ごみ量の全量を受入れができない状態に陥った場合」とございますが、運営事業者の責めに帰すことのできない事由による場合は、この限りでないかと解釈してよろしいでしょうか。	原因の如何を問わず、第38条に定める対応は業務として行っていただく必要があります。そのうえで、発生した増加費用や損害は、当該原因の具体的な事実関係(不可抗力であるか等)に応じて、対応する規定に従った負担となります。
107	運営業務委託契約書(案)	14	第5章	第51条	3			第三者の損害	「損害賠償は、まず受注者が加入する保険の保険金で支払い、なお不足するときは受注者が当該損害額を当該第三者に対して支払う。発注者は、受注者からの請求に基づき、前項の規定による協議により決定した負担割合相当額を受注者に対して支払う。」とございますが、「通常さけることのできない」第三者への損害は、本事業そのものが与える損害であるため、運営事業者が当該損害額を前払するのではなく、発注者にて前払しその後負担割合総額を運営事業者に請求するとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
108	運営業務委託契約書(案)	15	第5章	第52条	5			法令変更	「本件施設及び本件施設と類似のサービスを提供する施設」とございますが、「本件施設及び本件施設と類似のサービスを提供する施設」が正しいと解釈してよろしいでしょうか。	ご指摘に従って文言を修正します。

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
109	運營業務委託契約書(案)	15	第5章	第52条	9				法令変更	「発注者は、本項に基づき本委託契約の全部又は一部を解除し、当該解除により受注者に損害が生じる場合には、やむを得ないと発注者が認めるもののみを賠償する。」とございますが、下線部について「客観的に合理的な範囲で運営事業者に賠償する。」と変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。やむを得ないものかどうかは合理的に判断します。
110	運營業務委託契約書(案)	11	第2章	第5節	第42条				計画売電電力量の未達に対する運営固定費の減額	計画売電電力量達成ポイントについて、マイナス分のみを累計するのではなく、下記例のようにプラスとマイナスの両方を累計して、マイナス5以下となった場合は、ペナルティとして減額が発生すると、解釈してよろしいでしょうか。 <計画売電電力量達成ポイントの例> 運営1年目 -3ポイント (累計-3ポイント) 運営2年目 +3ポイント (累計 0ポイント) 運営3年目 -2ポイント (累計-2ポイント) 運営4年目 +3ポイント (累計+1ポイント) 運営5年目 -6ポイント (累計-5ポイント)ペナルティ発生 運営6年目 -2ポイント (累計-7ポイント)	ご理解のとおりです。
111	運營業務委託契約書(案)	11	第2章	第5節	第42条				計画売電電力量の未達に対する運営固定費の減額	ごみ量の減少やごみ質の変動による計画売電電力量の未達は、運営事業者の責めに帰すことのできない事由であると考えますので、その場合、合理的根拠に基づき運営事業者が提案する補正式により計画売電電力量を補正するという理解でよろしいでしょうか。	様式8-5の評価のポイントを確認してください。
112	運營業務委託契約書(案)	11	第2章	第5節	第43条				提案組合圏域内発注金額未達時の違約金	本条項の記載では、入札段階でご提示する「組合圏域内発注金額」未達時の違約金について、毎年度判定を行うこととなっておりますが、入札段階で、各年度の組合圏域内発注金額を厳密に見積もることは困難です。 建設工事期間全体で、「提案組合圏域内発注金額」の総額を上回ることを条件に、各年度の「組合圏域内発注金額」の増減を認めて頂き、年度毎の違約金徴収を免除頂けないでしょうか。	運營業務委託契約書(案)に記載のとおりとします。
113	運營業務委託契約書(案)	12	第2章	第5節	第43条	3			提案組合圏域内発注金額未達時の違約金	「提案組合圏域内発注金額の未達が受注者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを受注者が明らかにし、発注者がこれを認めた場合には、この限りではない。」とございます。 これには、当初発注を予定していた組合圏域内企業について、経営悪化や規模縮小、技術力についての大きな課題が生じるなど、業務を発注することが困難になった場合も該当すると解釈してよろしいでしょうか。	ご指摘の事実関係のみをもって「責めに帰すことができない」と判断することはできません。具体的なケースでの判断によります。
114	運營業務委託契約書(案)	12	第2章	第5節	第43条	3			提案組合圏域内発注金額未達時の違約金	運営・維持管理業務組合圏域内発注金額達成報告書における実績組合圏域内発注金額を証明する資料については、合理的根拠に基づき運営事業者の任意の資料によるものでよいと解釈してよろしいでしょうか。	運営事業者が地元企業に支払ったことを証明する書類の提示を求めます。